

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 1～15 （省略） 16.（特約の変更） (1) <u>この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u>この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>（削除）</u>その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。</u> (2) 前項<u>によるこの特約</u>の変更は、<u>変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。 17. （省略） 以上 <u>（令和2年4月1日現在）</u>	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 1～15 （同左） 16.（特約の変更） (1) <u>（追加）</u>この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>や法令等の変更</u>その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前項<u>（追加）</u>の変更は、<u>（追加）</u>公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。 17. （同左） 以上 <u>（令和元年10月1日現在）</u>